

(株)GSIクレオス

"版權モノPinkyはクレオスとキャラの版權元の2ヶ所へ申請
条件はオリジナルPinky+キャラ版元の条件
'表記はPinkyとキャラ版元の二つを表記
申請時の商品持込数最大50
下記表はクレオス(pinky:st)のみの場合"

(株)コアミックス

展示のみ許諾可

(株)ニトロプラス

"アマチュア版權システム

申請時に写真×3(前、後、横)で監修
年間500個以下
年間で40個もしくは20万円以下の販売の場合版權料不要"

(株)角川書店

"鈴宮ハルヒ当日版權情報

Q：2007年冬のワンフェスで当日版權は許可されるでしょうか？

A：申請を受け付けております。みなさんの立体作品で、引き続き「ハルヒ」を盛り上げていただければと思います。

Q：アニメ版權に統一という通達が出たようですが、その意図は？

A:本来、アニメ化される作品の場合、アニメの放送期間をはさんだ一定期間、もしくは状況により放送後もある程度の期間は、映像製作側の権利保護のために、ライセンサーにはアニメ版權のみを許諾するという形にしております。仮に原作のイメージをベースにした商品でも、前述の期間中はアニメ作品からのライセンスという処理をしております。

過去、ワンフェスに関してはアマチュアのイベントという観点から、映像製作側にもご了解をいただいた上でこのルールをあえて適用しておりませんでした。しかし、最近メーカー様からの一日版權の申請や、活動規模からアマチュアディーラーとは考えづらい方々からの申請が増えてきたため、一日版權のシステムで申請をいただく方々にもこのルールを適用することといたしました。

申請をいただいているディーラー様には若干の混乱を招く通達となってしまったかもしれませんが、事情をご理解の上、ご対応いただければと思います。

Q：当日版權で、これだと不許可という基準はありますか？

A：まず、原型として形をなしていないモノ(コレが意外とあります)、未完成品については審査ができないのでNGとさせていただきます。着色については製品自体が無着色の製品である場合は、されていなくても問題ありません。

むしろ、原型としてきちんと完成させている方が審査もしやすいです。また、キャラクターとしての造形表現については特に規制するものではありませんが、造形物を一般的な目線で見ただけの場合

に、過度に胸・局部などが露出しているモノ、露骨に性的な部分や、生理的な不快感をアピールされているものについてはNGとさせていただきます場合もあります。

ただし、作品のキャラクターイメージにもよりますので、このルールがすべてに適用されるわけではありません。"

(株)講談社

"・アフタヌーン掲載作品

- ・ 西尾維新全作品
- ・ みなみけ

以上の作品については特に 性的な表現は“絶対に”避けてください。衣服の中の表現などでもできるだけ避けてください(スカートが取り外し可能、など)

上記以外の作品についても、過度の性的表現等、作品のイメージを損なう表現をした場合は販売を許可できない場合があります。

また、展示のみの申請は基本的に許諾できません。"

(株)青林堂

ライセンスニューウェーブ

TYPE-MOON

"申請数の合計が300個を超えたらロイヤリティ発生。

1アイテムの累計販売予定数100個を超えた場合もロイヤリティ発生。

(例えば前回申請90個で今回申請10個だと100個分のロイヤリティが発生。)

ロイヤリティ発生した場合は完成品サンプル1個必須。(再販は不要。)"